

平成29年度 石垣市民憲章推進協議会助成について

■ 趣 旨

市民が行う市民憲章運動の普及、啓発、推進に寄与する活動を促進するために、個人、団体、事業所等が行う活動に要する経費について予算の範囲内において石垣市民憲章推進協議会助成要綱に基づき助成金を交付する。

■ 対象者

石垣市内に住所または活動場所を有する個人、団体、事業所等

■ 申請期間

平成29年11月27日（月）～12月15日（金）必着

■ 助成対象事業

市民憲章運動の普及、啓発、促進に寄与する活動のうち、次の要件全てをみたすこと。

1. 助成対象事業の構成員のみを対象とする事業でないこと。
2. 助成金の交付を受けようとする年度内に完了する事業であること。（平成30年3月31日迄）

■ 助成金額

1件の活動につき、2万円を限度とします。

■ 申請方法

石垣市民憲章推進協議会助成金交付申請書（第1号様式）に1事業名称、2事業の場所、3事業費総額、4交付申請額、5活動期間を記載し、事務局に提出してください。

申請受付は、申請期間中の平日午前8時30分から午後5時15分までとなります。

郵送での受付も対応しております。ただし、12月15日（金）必着といたします。

■ 審査・交付

助成金の交付決定は、石垣市民憲章推進協議会助成金交付事業審査会要綱に基づき、交付申請のあったものの中から、審査・決定いたします。

審査及び助成金交付式は12月下旬以降の予定です。

■ その他

○助成金を受けた方は、平成30年3月31日までに活動実績報告書を提出していただきます。

○交付した助成金に過払分が生じた場合は、助成金の一部又は全部をご返還いただきます。

■ 事務局（お問い合わせ・応募先）

〒907-8501石垣市美崎町14番地

石垣市民憲章推進協議会事務局（石垣市役所市民生活課内）

TEL:0980-82-1253 / FAX:0980-83-9255 Mail:shimin@city.ishigaki.okinawa.jp